

諸外国におけるフェイクニュース及び偽情報への対応(補足)

2019年6月27日



株式会社三菱総合研究所
デジタル・イノベーション本部

第8回研究会資料の補足（質問事項について）

対象	質問概要	確認結果
フランス	「単純な誇張」の判断基準は何か？	憲法評議会の決定文書に「単純な誇張」と記載されているのみで(パラグラフ21)、具体的な基準等への言及はない。
ドイツ	過料の対象は、事業者だけでなく個人も含まれるのか？	基本的にはSNS事業者（法人）だが、経営者個人に科される場合、国内送達受取人(5条(2)項)（法人又は個人）に科される場合がある。 ^{*1} ※ 事業の運営の授権や一部業務(例：苦情受付)のアウトソースを行っている場合、授権やアウトソースを受けている個人に過料が科される場合もあるが、自律的な判断が認められ、意思決定能力を有しているなどの条件への言及がある。また、経営者の責任が完全に消滅することではなく、むしろあらゆる手段により違反を防がなければならないと記載されている。 ^{*1}
ドイツ	過剰な削除やアカウント凍結に関する対応方針(例：理由の説明)について、欧州ではどのような議論がされているか？	過剰な削除については以下のような懸念が示されている。 <ul style="list-style-type: none"> 「高額な過料を恐れるあまり、また経費を節約するためにも、厳密な判断を放棄し、違法ではない内容の投稿まで安易に削除するようになることが懸念されている。また、削除対象となった投稿を行った利用者の権利・利益が十分に配慮されていない、という問題も指摘されている。」^{*2} 「(「オーバーブロッキング」の)懸念の基になっているのは削除等の要否を判断するための固定的で厳格な期限であり、他の要因としては、内容の違法性を判断することの困難さもある。」^{*3} これらに対し「1回の不削除が直ちに過料の対象となるわけではない」「SNS事業者内の法律実務家であれば削除の要否は判断可能」といった反論もあるが、懸念や不安を解消できていないとみられている。 ^{*2*3}
ドイツ	政府主導の取組と思うが、事業者の反応はどうか？	あまり情報がないが、Google/YouTubeは、法律案が提出される段階において、SNSに投稿されたコンテンツが違法であることを、関連する犯罪構成要件との関係で疑いのない形では確定させられないとしていたとのことである。 ^{*4}
ドイツ	実際に過料が科された事例はあるのか？	確認できる範囲では、まだ事例はないとみられる。
EU	削除に関する事業者の説明責任について、欧州ではどのようになっているか？	ドイツSNS法では、3条(2)項5号において、コンテンツの削除に関し、「苦情申立人及び利用者に遅滞なく決定について知らせ、及びその者に対し当該決定の理由を示すこと。」 ^{*5} と規定されているが、「理由」の具体的な要件等は規定されていない。

注

- *1 “Network Enforcement Act Regulatory Fining Guidelines -Guidelines on setting regulatory fines within the scope of the Network Enforcement Act-” (22 march 2018), pp. 5-7 (※「ネットワーク執行法における過料ガイドライン」)
https://www.bmjbv.de/SharedDocs/Downloads/DE/Themen/Fokusthemen/NetzDG_Bu%C3%9Fgeldleitlinien_engl.pdf?__blob=publicationFile&v=2
- *2 鈴木 秀美「ドイツのSNS対策法と表現の自由」, 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要, No.68, pp.1-12 (2018) ※p.8
<http://www.mediacom.keio.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2018/04/4338829378f9b93f524fb8aeb862933b.pdf>
- *3 實原 隆志「ドイツのSNS法 —オーバーブロッキングの危険性について—」, 情報法制研究 第4号, pp.46-56 (2018. 11) ※p.52
http://alis.or.jp/img/issn2432-9649_vol4_p046.pdf
- *4 同上 ※p.50
- *5 神足 祐太郎「ドイツのSNS法 —インターネット上の違法なコンテンツ対策—」, 外国の立法 278 (国立国会図書館調査及び立法考査局)(2018. 12) ※p.59 http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11202127_po_02780003.pdf?contentNo=1